***成年後見人養成研修（委託集合研修）開催要綱***

　成年後見人養成(委託集合研修)（以下、「委託集合研修」）は、日本社会福祉士会の委託によって実施される研修です。修了者は権利擁護センターぱあとなあ成年後見人候補者名簿に登録することになります。（※別途名簿登録料が必要）

**１．研修目的**社会福祉士の成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する。

**２．日　　時**　　①７月１０日（日）　②８月２７日（土）　③８月２８日（日）　④１０月２２日（土）　⑤１０月２３日（日）

　　各９時３０分～１６時３０分

**３．会　　場**　　①松本市なんなんひろば（松南地区公民館3階）／②～⑤松本市総合社会福祉センター４階

**４．カリキュラム（予定）**　裏面参照

**５．受講要件**次の要件すべてを満たす者

（１） 長野県社会福祉士会及び山梨県社会福祉士会に所属する会員

（２）　研修修了後、権利擁護センターぱあとなあに「名簿登録」し、「受任」できる者

（３）　都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者

（４）　カリキュラムの「全課程を出席」できる者

（５）　基礎研修Ⅰを受講済みである者、若しくは2011年度までの旧基礎研修を受講済みである者

**※2017年4月1日以降、基礎研修の修了要件は「基礎研修Ⅲ修了」となります。**

**なお、旧基礎研修制度の共通研修課程修了による基礎課程免除者は、2017年度以降も基礎研修に関する受講要件を満たします。「旧基礎研修のみの修了」及び「旧基礎研修免除」のみで、旧生涯研修制度共通研修課程修了が1回もない場合は、2017年度以降基礎研修に関する受講要件をみたしません。**

**６．受講対象支部及び定員（定員となり次第締め切ります）**

　　　　①長野県社会福祉士会会員　４０人　　②山梨県社会福祉士会会員　１０人

　※　受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

**７．受 講 費**　　５０，０００円（別途市販テキスト代、約１４，０００円が必要となります。）

　　　　　　 　　 また、会場までの交通費、宿泊費、懇親会費(８月２７日に開催予定)については個人負担です。

1. 受講費の納入方法は**6月の指定した期日まで**に、指定口座へ振り込んでいただく形といたします。詳細は受講決定時にお知らせいたします。
2. 一旦納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。
3. 一括での納入が原則ですが、事情のある方は分割納入が可能です。その場合、①の期日までに３万円、**8月15日までに**２万円を納入して頂く予定です。希望の方は必ず、申込書のその他欄に記載してください。

**８．申込方法**別紙申込用紙にて所属社会福祉士会の事務局に、郵便またはＦＡＸにてお申込みください。

（電話・Ｅ－mailでの申込は受け付けておりません）

**◆**申込締切り　**５月１６日（月）　（郵便は消印有効、ＦＡＸは必着）**

**10．受講可否の連絡等**

・受講可否は、**５月末日頃**までに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

**11．修了要件**研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

①全課程の出席率が100％　②事前７課題を全て提出　③終了評価で一定の水準を満たすこと

**12．問合せ先**　　長野県社会福祉士会事務局（担当：関）　〒380-0836　長野市南県町685-2　長野県食糧会館６F

　　　　　　　　　　　TEL：026-266-0294　　　FAX：026-266-0339　　 E-mail： info@nacsw.jp